会 議 録

| 会議の名称 | 第8回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 |
|--------------------|---|
| 開催日時 | 平成23年2月3日(木)午前10時30分~午前11時30分 |
| 開催場所 | 和泉市役所 1号館 3階 会議室 |
| 出席者 | 山下委員長、高橋副委員長、松田委員、飯坂委員、石川委員、藤原(宏)委員、三井委員、若島委員、北村委員、前田委員、辻本委員、新田委員、中井委員、藤原(明)委員、 事務局(桜井室長、北野主幹) |
| 会議の議題 | 和泉市自治基本条例案再検討案について |
| 会議録の 作成方法 | □全文記録 ■要点記録 |
| 記録内容の確認方法 | □会議の議長の確認を得ている ■出席した構成員全員の確認を得ている □その他 () |
| その他の必要事項 | 傍聴者 0人 |
| 会 議 内 容 (発言内容、結論等) | |
| 別紙のとおり | |

○ (事務局) 第8回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催させていただく。

久委員、大平委員、池辺委員、吉岡委員、溝川委員の5名の委員が都合により欠席 である。

本日の会議資料は、会議次第、資料-1第7回会議録、資料-2と資料-3がパブ リックコメントの結果に対する資料、資料-4が再検討案である。

本日の会議の目的は、パブリックコメント結果の報告と回答案に対する意見をいた だくことが1点。そして、その後、再検討案を市長へ提出するというものである。

○ (委員長) それでは、まず前回の会議録の確認をする。資料-1第7回会議録について、修正等何か意見はないか。

それでは委員長、進行をお願いする。

(「なし」の声あり)

○ (委員長)なければこれで承認し、公開するものとする。資料-2及び資料-3、パブリックコメント結果について、事務局から説明願う。

会議の要旨

○ (事務局)資料-2、市民意見公募(パブリックコメント)の実施結果の概要である。 パブリックコメントは、平成22年12月7日から平成22年12月28日の間募集 をした。その結果、意見提出者数が15名で、内訳は市内6名、市外9名であった。 意見件数は総数で45件、市内21件、市外24件であった。

特に意見が多かったのは、第32条、「住民投票」で、市内10件、市外13件、合計23件意見をいただいている。その内訳、常設型住民投票制度についてとか、請求権者、投票権者の年齢についてとかは、内訳を括弧書きで数字をそれぞれ記載している。以上が、パブリックコメントの実施結果の概要である。

続いて、資料-3。いただいた意見の要旨とそれに対する回答案をまとめている。 まず、全体について、「ほとんどの市民の合意を得ていない」、「直接民主制の採用で ある」といった意見をいただいている。

再検討委員会の回答案であるが、「本自治基本条例案の策定においては、平成19年から和泉市の自治について考える懇談会を開催し、市民相互の協働や市民と行政との協働のあり方に関する課題と提言をまとめていただきました。それを骨格として自治基本条例案を策定しています。策定過程においてはフォーラムや意見交換会、パブリックコメント等を実施しておりますが、本自治基本条例案が市民合意のルールとなる

ためには、議会の議決が必要と考えております」。

続いて、第3条、市民についての意見の要旨としては、「和泉市に住所を置く団体に もまちづくりに参加・参画する権利を与えている」、「市民の定義に日本国籍を持たな い外国人まで含まれている」といった意見をいただいている。

回答案であるが、「本市のまちづくりにおいては、これまでも市域にお住まいの方をはじめ、町会・自治会やNPOなどの団体とも協力してまちづくりを行っていますので、今後も市民の意見を広く反映していくことが大切と考えており、その範囲を狭める必要はないと考えています。また、外国籍を理由としてまちづくりへの参加・参画を排除する考えはありません」。

続いて、第11条の議会の役割及び責務、第12条の議員の責務についても、文言 修正の意見をいただいているが、現在議会事務局にゆだねているので、再検討委員会 としてはこの部分空白とさせていただいている。

第14条、職員の責務についても、一部文言修正をいただいているが、現行どおり とさせていただいている。

続いて、第15条のコミュニティについても、文言修正、「連携体制」の「体制」という漢字の修正をいただいている。これについても現行どおりという回答案である。その他、「私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、心豊かな安全な社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、一人一人がコミュニティを守り育てることを行うものとします。」といった修正や、第3項の「互いに」を削除、第5項を「私たち市民は、地域社会の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。」と修正、第6項の「できる」を「努める」にするといった修正案をいただいているが、こちらについても現行どおりとさせていただいている。

それから、第16条、市民相互の意見交換の場について、「相互」という文言の削除、「この場合」を「その場合」とする文言修正をいただいているが、ここではあえて市民と行政との意見交換の前に地域での市民相互の意見交換が重要であるといった意図を込めているので、現行どおりとさせていただいている。

第17条、行政運営の基本原則について、「基本」という文言の削除案をいただいているが、現行どおりとさせていただいている。

第27条、市民と行政との意見交換の場について、「目的とする」という文言の削除 案をいただいているが、現行どおりとさせていただいている。

第28条、政策立案過程への参画について、「立案過程」を「立案」とするだけでよいという意見いただいておりますが、現行どおりとさせていただいている。

それから、第28条と第29条の両方について、「市民や公募市民といった記述だけでは、第32条、住民投票と同様、日本国の地方行政に外国人の介入が可能と考えられる」という意見をいただいている。これに対し、「本市のまちづくりにおいては、これまでも市域にお住まいの方をはじめ、町会・自治会やNPOなどの団体とも協力してまちづくりを行っていますので、今後も市民の意見を広く反映していくことが大切と考えており、その範囲を狭める必要はないと考えております。」と回答案を作成している。

第29条の第4項について、「必要な事項が何なのか思いつかない」といった意見を いただいているが、こちらについては別途規則を設ける予定と回答案を示している。

第31条について、文言の削除をいただいているが、現行どおりとさせていただいている。

第32条、住民投票、まず常設型住民投票制度についてという観点から、「常設型住民投票条例は、議会を経ずに住民投票が可能となり、議会そのものや議員の存在意義を低下させるものと思われる」といった趣旨の意見を2点ほどいただいている。

こちらに対しての回答であるが、「常設型住民投票制度は、あくまでも市長と議会による二元代表制を補完する役目であり、住民投票の結果に法的な拘束力はありません。 住民投票の結果を受けて市として最終の意思決定を行う議会の役割はますます重要になると考えます。」といった案を作成している。

続いて、住民投票の投票権者の年齢要件に関する意見をいただいている。まず1点目、「参加・参画には『考える市民』と『考える子どもを育てる教育』が必須だと思う。」ということで、今回の16歳という好機を逸するのは残念であるという意見をいただいている。次、「満16歳でできることは婚姻や就業など幾つもあります」ということで、本来は「満16歳」がいいが、折衷案として「17歳」を提案するという意見書をいただいている。3つ目、「地方自治法に規定する住民投票も、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者も20歳以上となっている」ということで、あ

えて投票権者の年齢を18歳以上とするのはおかしいといった旨の意見を4件いただいている。

回答案であるが、「再検討前の案では、子どものまちづくりへの参加・参画を促し、 和泉市のまちづくりを担う人材として育み、住民投票についても満16歳以上という 比較的早い年齢を想定していましたが、16歳という年齢については、社会的判断能 力が育っていないという意見もあったことから、今回は、年齢を満18歳以上に引き 上げました。」という案を作成している。

続いて、同じく住民投票、直接請求の連署数についての意見をいただいている。「連署数を50分の1以上としたほうがよい、請求権者の6分の1以上の連署数を本当に 集められるのか」という意見である。

回答であるが、「常設型の住民投票制度であり、連署数が集まれば議会の議決を経ないで実施できる制度でありますが、制度の濫用を防ぐため、また、住民投票は様々な形で議論を尽くしたうえでの最終段階に実施すべきものと考えられるため、一定のハードルとして6分の1以上といたしました。」という案を作成している。

続いて、住民投票の市長の発議権についてである。1点目が、議会の提案機能を高めていただくとともに、市長の発議権に期待して入れたほうがいいという旨の意見である。2点目は、首長に議会解散権がない現状において、住民投票は解決できる手段として期待できるという意見ある。

回答案であるが、「市長と議会という二元代表制を基本とし、住民の直接請求権を確保するために、住民発議のみを盛り込んでいます。」としている。

次に、住民投票の請求権者及び投票権者についてである。意見の要旨として、「常設型住民投票条例の投票権を外国人にも与えることは、事実上の『外国人参政権』を付与することと同義と考えられるため、反対である。」「外国人が地域政治に関わることは、国民主権の原理に反する。」、以下同様の意見を9件いただいている。

再検討委員会の回答案であるが、「住民投票制度は選挙権とは異なるものです。選挙権は公職選挙法で国籍保有者に限定されていますので、住民投票の資格を定住外国人に付与したからといって、選挙権に影響があるものではないと考えます。自治基本条例は、地方分権を踏まえ、本市の自治を推進するための基本となるものを示したものであり、地域のまちづくりを住民主体で行うためのものです。地域に一定期間住んで

いる住民の意見を住民投票制度を設置することで、まちづくりに反映していくものです。」という案を作成している。

最後になるが、第33条、自治推進審議会について、「第4項の『市長が別に定める』 というだけでは、人員等の選定基準が不明瞭である。その都度選定基準を発表したと して、日本国ならびに和泉市になんら責任と義務を持たない外国(籍)人が、市長の 選定したものに対して不服を示し住民投票という権利を使って満足する結果が得られ るまで再選定もしくは住民投票を繰り返すということも実現できる。」といった旨のご 意見をいただいている。

回答であるが、「審議会委員の選定にあたっては、今後、規則の中で定めてまいります。なお、本市の現在運営している審議会に関しても、委員を市内居住者に限定しているものや国籍を限定しているものは特にありません。」、以上の案を作成しているので、よろしくお願いする。

○ (委員長) ただいま事務局から説明があった。順次内容確認をしたいと思う。

皆様、気付いた点があれば意見をお願いする。特に意見がなければ、この回答案で 承認するものとしたいと思う。

それでは、まず全体についての回答は、このような形でよろしいか。意見があれば よろしくお願いする。いかがか。これでよろしいか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長)はい。そしたら、全体はこのような回答で承認させていただく。 続いて、第3条、用語の定義、市民について、意見はないか。

なければ、私のほうから一つあるが、よいか。「これまでも市域にお住まいの方をはじめ、町会・自治会やNPOなどの団体とも協力してまちづくりを行っていますので、今後も市民の意見を広く反映していくことが大切」、いわば、和泉市に住所を置く団体にもまちづくりに参加する権利を与えているという意見の中で、和泉市に住む、学ぶ、働いているという人が対象ということが、これで読み取れるのか。次の28条のところにも出てくるが、これでいけると事務局は考えているのだな。

- (事務局)基本的には条文の中にその表現が出ているので、回答については、意見の要旨に見合った形で作成している。
- ○(委員長)これでわかるのだったら結構であるが、皆さん、これでよろしいか。これ

でいいということであれば、このままいかせていただく。

- (事務局)委員長、補うことについては特に、内容が変わらないのであればより丁寧ということで入れさせていただくが。
- (委員長) そうであるな。また最後にも言うが、回答の意図が変わらない範囲での文言、表現等の修正については、事務局のほうに任せていただきたいと思う。その辺よるしくお願いする。そしたら、第3条はこの回答案でよろしいか。

(「はい」の声あり)

○ (委員長) はい。続いて、第11、第12は議会に任せるということなので、第14 条、職員の責務である。これについて意見等ないか。別にないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長) はい。そしたら、これで承認させていただく。続いて、第15条、コミュニティ。これについて意見等ないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長) はい。そしたら、これで承認させていただく第16条、市民相互の意見の交換の場。これについて意見等ないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長)はい。そしたら、このとおり承認させていただく。第17条、行政運営の基本原則。これについて、意見等ないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長) はい。そしたら、この回答案どおり承認させていたく。 次に、第27条、市民と行政との意見交換の場。意見等ないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長)はい。ないということで、この回答で承認させていただく。続いて、第28条、政策立案過程への参画。意見等ないか。28条と9条、両方兼ねてお願いする。いかがか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長) はい。よろしいか。異議なしということで。それでは回答どおり承認させていただく。

続いて、第31条、協働による事業の実施方法。意見等ないか。

(「なし」の声あり)

○ (委員長)はい。それでは、回答どおり承認させていただく。続いて、第32条、常設型住民投票制度について。意見等ないか。

(「はい」の声あり)

○ (委員長) はい。そしたら、回答のとおり承認させていただく。

続いて、第32条のうち投票権者の年齢要件について、意見等ないか。これは意見等もかなり割れているので。ちょっと僕からよろしいか。事務局。一番下の欄の「今回は」というのは何か意味があるのか。

- (事務局) 再検討前と比較してという意味で入れさせていただいた。
- (委員長) どうか。無理に強調したら、また変えるみたいな……。これは削除しても らおうか。

(「はい」の声あり)

- (委員長) 第32条について、これでよろしいか。「今回は」を削除するということで。 (「はい」の声あり)
- (委員長) はい。そしたら、この「今回は」を削除して、その他は回答どおり承認させていただく。

続いて、第32条関係の直接請求の連署数について意見等お願いする。別にないか。

(「はい」の声あり)

- (委員長)はい。そしたら、この回答案のとおり承認させていただく。それでは、続きまして、32条の市長の発議について、意見等あるか。別にないか。(「はい」の声あり)
- (委員長) はい。そしたら、回答案のとおり承認させていただく。それでは32条の 最後、請求権者及び投票権者について、意見等ないか。

(「はい」の声あり)

○(委員長)はい。そしたら、回答案のとおり承認させていただく。

最後に第33条、自治推進審議会について、意見等ないか。

(「はい」の声あり)

○ (委員長) はい。そしたら、回答案のとおり承認させていただく。 このパブリックコメントの件については、これまでかなりこの委員会で議論してき たので、大体皆さんもう考え方は同じであると思うので、このようにさせていただく。 これで一通りパブリックコメント結果に対する回答の確認をし、了解をいただいた ので、おおむねこの回答案の内容で公表に向けて準備を進めさせていただく。

なお、先ほども申し上げたが、回答の意図が変わらない範囲での文言、表現等の修 正については事務局に任せていただきたいと思うので、了解願う。

次に、再検討案について、事務局から説明願う。

- (事務局) はい。資料-4、(仮称) 和泉市自治基本条例案 (再検討案) の冊子のほうをお願いする。簡単にこの冊子の構成を説明させていただく。
 - 1、初めにということで、平成19年から現在に至る経過を簡単にまとめさせていただいている。続いて、2、主な再検討項目と内容ということで、総務安全委員会で指摘があった8項目、前文から他の機関との連携まで挙げている。

タイトルだけ読みあげる。①前文の文言を一部修正しました。②条例の位置づけを修正しました。③市民の定義、事業者の定義を修正しました。④合意に向けた話し合いと説明責任の原則を一部修正しました。⑤子どもの権利に関する規定を削除しました。⑥他の機関との連携についての規定を追加しました。⑦住民投票の実施に係る直接請求権者及び投票権者の年齢を修正しました。⑧住民投票の実施に係る市長の発議権を削除しました。⑨市民自治推進委員会の名称と内容を修正しました。⑩条例の見直し規定を修正しました。以上である。

次に、3、条例案(再検討案)の構成を図で記載している。続いて、4、(仮称)和 泉市自治基本条例案(再検討案)を、再検討前の案との対照表という形で、変更のあった部分を下線表示で掲載している。こちらが今回の再検討案の内容となっている。

それから、5、和泉市自治基本条例案再検討委員会の委員名簿を添付している。6、 再検討委員会の経過、第1回の平成22年2月17日から第8回の本日までの経過を 簡単に掲載している。

最後に、7、終わりにということで、この委員会を代表し、委員長の言葉を掲載させていただいている。以上である。

○(委員長)今の再検討案について、何か意見等ないか。

なければ、本日この再検討案を市長へ提出してまいりたいと思うが、意見ないか。 (「なし」の声あり)

- (委員長) そしたら、市長に提出してまいりたいと思う。
- (事務局) 市長と委員長、副委員長、その場でお立ち願う。

(委員長、副委員長から再検討案を市長へ提出)

- (事務局) ありがとうございました。着席願う。続いて、会を代表して、高橋副委員長からあいさつをよろしくお願いする。
- (副委員長) 皆さん、こんにちは。市民懇談会から5年、やっと自治基本条例を市長に提出することができた。本当に長い月日をかけて、一たん出したものをまた引っ込めて再検討という形なので、これをぜひ次の議会に提出していただいて承認をいただいて、日の目を見るというか、そういう結果を得られるのを楽しみにしているし、期待している。

条例ができたら、これから後はやはりこの条例が運用されていくのを見守っていかないといけないということで、これからが大変だなと思っているので、その辺も含めて今後とも皆様の協力をいただき見守っていきたいと思うので、よろしくお願いする。本当に長い間お疲れさまである。ありがとうございました。

○(事務局)ありがとうございました。ここからは自治基本条例の制定に向けてと、先ほど高橋副委員長の言葉もあったが、制定後の進め方などについて、これまでの策定経過を振り返りながら、市長との意見交換をさせていただきたいと思う。

まず、すべての委員に一言ずつお願いする。

○(委員)無事にきょう市長に渡すことができて、ほっとしている。外国人の問題がかなりコメントがあったようなので、何か理論武装しておく必要があるかなと思いちょっと勉強したが、それも使わなくて済みそうである。

国会図書館のほうの調べであるが、住民投票で外国人を含んでいる自治体が、2005年段階でも200以上になっているという話で、もっと今ふえていると思うので、 私たちもその一翼を担うんだなというふうに思っている。

とにかく対話ということが今から自治の基本になっていくと思うので、対話でもってもっと和泉市が活性化できたらいいと思う。一番かなめは議会、一期一会になるかもしれませんが、議会がどうなるかなというふうに、それも大変楽しみにしている。ありがとうございました。

○ (事務局) 次、どうぞ。

- (委員)本当に長かったと思う。自治基本条例というのはただつくればいいというものではなくて、時代はどんどん進んでいくので、後からできてくるものに負けないようなものをつくりたいなと。市民の目線から、和泉市らしい明るくて希望に満ちたものになればいいなと願っていたが、長い時間とそれから多くの方々の意見、努力の集約の結果このようにでき上がったので、何かもうこれで終わりなのかなという、何というのか……。何かそういう思いがこみ上げてくるが、本当に副委員長言ったように今後が大切だと思う。皆様、ご苦労さまでした。
- (委員) 本当に長かったなというのが実感である。通るのだな。今度は。
- (事務局) いまのところ、そう、思っているのだが。
- ○(委員)ぜひ気合い、意気込みで臨んでいただきたいというのが希望である。前回傍聴させていただいたときに、何か押されぎみという印象があったので、そうではなく、はね返していただけたらと思う。市長も含めて、気合いで臨んでいただけたらと思う。それと、これができたことによって和泉市が変わったねと言われるぐらい、協働でのまちづくりが進んでいってほしいなと本当に、切に願う。以上である。
- (委員) 5年間ありがとうございました。いろいろ勉強させていただいて、ああ、こういうものなんだなと見せてもらって、本当に助かった。ただ、自分でも実感したが、条例づくりは生ものである。どんどん変わっていく。それは痛切に感じた。一応、自治基本条例は骨格となるもので、これから後附帯する条例等であるとかいろんなものがまた新しくできてくるだろう。条例の見直しも入るだろうし、これからも大変になるというふうな思いもちょっとしている。この自治基本条例がいいものができるもとになってくれたらという期待と、やはりみんなでつくったという気持ちがあるので、本当にいいところにかかわらせてもらったなという気持ちである。どちらにしても、この後議会で承認いただいて、それで見守っていきたいなと、今そう思っている。
- ○(委員)一番長いことかかわってきて、感無量だが、来年和泉市、再生プランがスタートをする。再生プランの中の一つに職員の意識改革というのがある。自治基本条例をつくったからといって、何も変わらないと思うが、自治基本条例をつくることによって職員の意識が変わって、職員の意識が変わったら市民の意識も変わる。市民の意識が変わったらまた職員の意識も変わるから、お互いに意識が変わることによってまちが変わってくると思うので、さっきも市民委員がおっしゃったように、自治基本条

例はそういった意味で協働元年にふさわしい条例になったらいいと思う。

くしくも来年、生涯学習部では平成14年に策定した生涯学習推進プランの見直しをする。次の10年間のプランをまた新しくつくるのだが、14年につくったときの基本指針の中に、ちゃんと今の自治基本条例の骨子となるところをうたっていて、それは地域づくりとまちづくりとか人づくりであって、地域は人づくりによって生まれるということ。自治基本条例の担当をして、今教育委員会でこういった仕事ができるというのは非常にうれしく思っている。以上、来年また頑張りたいと思うので、よろしくお願いする。

- (委員) 今回自治基本条例に携わらせていただき、市民委員の熱意というか情熱というか、それにすごく感動もし、感謝もしている。長い道のりの中には、職員と市民との立場の違いによる意見の対立というのもあったと思うが、それに対してもいろいろと理解いただきながら進めてこられたので、こうやってきょうがあるというふうに思っている。ただただもう感謝している。どうもありがとうございました。
- ○(委員)私、途中から参画させていただいた。その冒頭にちゃんと意見を言えと言われたので、市民委員を初め歴代の方々が練りに練ったものに意見言えと言われてもなかなか難しかったのだが、反対に、この場に参画させていただいて市民委員の意見を拝聴することによって私も変わったと思うので、今後ともよろしくお願いする。
- (委員) 私も委員を昨年の4月から拝命した。たった一つの条例でこれだけ精力的に 期間をかけて議論をしたということは、やはりそれだけの条例の重みというか、イン パクトが強いというふうに感じている。今後、条例の通った場合、運用を十分生かさ れるよう努力してまいりたいというふうに思っている。
- (委員) 仕切り直してからモチベーションを持続するのが難しかった。そういう感想を一つ持っている。その反面、こういう条例をつくるのには熟成した期間が必要なのかなというのをもう一つ考えている。それからもう一つ、意識を変えてやりましょうということだが、意識を変えましょう、変えましょうということではなかなか変わらないと思う。あとはその環境を変えていかなければならないというふうに思うので、あとは市長、環境を変えてやっていただかなければいけないなというふうに思う。
- (委員) ちょうど1年前にこの再検討委員会の委員をさせていただいて、僕自身としては1年非常に短かったというふうに考えている。自分としては、地方自治制度とか

住民自治、自治とは何かというのをもっと掘り下げて、十分考えて、そしてこの基本条例につなげていきたいというふうに考えていたのだが、言いわけになるかもしれないが、なかなか時間的な余裕がなくそこまで十分できなかったと後悔している。しかし、これが仮に3月に成立すれば、これからがスタートではないかというふうに考える。そこで、すばらしい協働社会をつくるために、市民とともに一生懸命頑張らなければならないと考えるのだが、その協働という言葉、本を読んだらああ、こんなものかというのがよくわかるのだが、自分なりにまだ完全に体得できていない。協働というのは市民や団体に迎合すれば発展しない、むしろ後退するのではないかと。かといって、住民や団体と対峙すれば、これは停滞するのではないかということで、それならどうすればすばらしい、豊かな社会を築くために市民と協働できるのか。やはり市民の中に入り込んで、やはり対話を基本として今後我々も考えていかなくてはならないのではないかというふうに思う。以上である。

○ (委員) 先ほども出ていたが、当初我々は行政職員的な形で話させていただいた部分があったが、自分もいろいろ勉強させていただいた。その点ではいろいろありがたかったという思いもある。住民投票のときに16歳という話があり、教育委員会としては中学3年卒業したらということになるので、その辺子どもたちにも教えていかないといけないという意見あり、それは確かにそうだし、何もわからない子どもが住民投票で賛成、反対と言うだけではこれはいけないなということで、どういった形でやっていくべきかと考えていた。結局、18歳になったが、特に学校では地域の皆さんと協働でということでいろいろ取り組みいただいてやっていただいている。やはりそのへんのことも学校でも教えていかないといけない。4年生になったら「私たちの和泉市」という副読本もあるし、中学生になったら和泉市のことを何らかの形でもっと取り組んでいかないといけないというふうに改めて思った。

今後とも頑張ってまいるので、よろしくお願いする。ありがとうございました。

○ (副委員長) 市民懇談会からずっと携わってきたのだが、基本的な考え方というのはずっとあったかな、最後に残っているなと思う。若干、16歳の部分については変更となったが、ほかの面については、一応大きな骨組みについては変わらなかった。それで一応、市民が参加してやった部分については、皆さんにこういう説明をして理解いただけるかなという……。それと次の策定委員会については、行政と市民と一緒に

会議をして、やはり行政としての立場、我々市民としての立場、この違いも痛感した。 最初、四、五回、けんけんがくがく、いろいろあったが、それ以後何となくうまく 協働、し合うようになって、最終結果を見出したわけだが、残念ながら議会へ出して おろさざるを得なくなったということで、また改めて再検討ということになったのだ が、今回からのメンバーの方、行政の方、大変申しわけないが、本当に短い期間で、 ある一定できたものを土台にやっていくということで、大変難しかったし、なかなか 中へ入ってこられなかった部分があると思う。それは今後、この条例案がもし通った ら、これを生かしていくときにまた皆様の考えを十分反映していただいて、ぜひ本物 の魂の入った条例になるように、お願いしたいと思う。

また、私たちも携わった以上、この条例に最後まで携わっていくので、何らかの形でまた今後機会があったらそのときまた参加させていただき、協力させていただくので、今後ともよろしくお願いしたいと思う。どうもありがとうございました。

○(委員)環境産業部長をしたときに1年間だけ参加させてもらった。そして中抜けし てこの1年前から入らせていただいた。条例として一応議会のほうには上げて、実際 はアウト、取り下げしたような形になったのだが、それで、再検討委員会ということ で、委員さんは先ほども言っていたようにモチベーションというのが難しかったと思 う。今までこれで一番最高のものやということで通してきたと思う。私が印象深いの は、行政委員が、そんな最高と思っているものを私らこれから何を審議するのかとい うことから再検討委員会が始まったから、えらい会議になっていくなと。それが本当 に委員長がうまいことまとめていただいて、事務局のほうも確かにきちっとした形で 対応もしていただいたのだが、本当に議会、議員さんとのコミュニケーションという のが、私自身うまいことやっていただくということがどれだけしんどいことも含めて、 多分委員さんたちはこれを変えたくないと思っているところがすごく見受けられたと ころもあったが、それをいい形で今なだらか進む方法でやっていただいて、今後、も う我々としては、こういうふうな再検討委員会で審議したことであるから、あとは議 会に対しては必死で、先ほども本当に頑張ってということで言っていただいていたと 思うのだが、それについては我々としてはきちんと委員も入った中でコミュニケーシ ョンをとってやっているのだから、頑張るような形にはなろうと思うので、これでア ウトになったらと言われたらちょっと難しいところがあるのだが、我々としては精い

っぱいのことはしていく予定で考えているので、そういうふうな形で可決されれば、 やはり魂を入れていかないといけないと思うので、私も町会のほう今ちょうど役員を やっているので、またそういうふうな絡みも含めていい形で、せっかくつくった条例 が生かされるような形で頑張っていきたいと思うので、よろしくお願いする。

- (事務局) ありがとうございました。では、最後に市長からお礼のあいさつをさせて いただく。
- (市長) 再検討委員会の皆さん、本当にありがとうございました。私が市長に就任させていただいた平成21年、一昨年の6月には、既に自治を考える懇談会、策定委員会を経て自治基本条例案ができ上がっていた。私も自治基本条例というものをつくりたいと常々思っていたので、これはもう本当にありがたいことだなということで、内容も見せていただいた。皆様方の思いが、一歩進んだ思いがひしひしと伝わってきて、すばらしい自治基本条例案で、すぐに原案そのまま9月の定例会に上げさせていただこうということで議案を提出しましたが、その間議会とのやりとりがあって、このままではなかなかすんなりといきづらいというふうなことがあり、上程してから継続審議となったのだが、12月議会で取り下げさせていただいて、再度検討していくということで再検討委員会をお願いし、今回に至ったわけだが、本当に皆様方には、先ほど私ども職員のほうからも感謝という言葉があったが、私も感謝の気持ちでいっぱいである。

そういう、なかなか難しい、ハードルが高い部分があったというのは、和泉市がこれから変わっていかなければならないいろんな課題があるということのあらわれではないかなと思うが、これからそれを整理していく段階に入っていくのかなというふうに思う。

そういう意味で、まだ可決はされていないが、和泉市を変えていく一歩前進した条例制定に向けて、我々一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えている。私の役割は、先頭に立って何が何でも皆様方に策定いただいた条例案を通すということである。これからつくって魂をこれ入れていく段階に入ってくるので、皆様方には、変わらぬ指導と鞭撻、協力をあわせてお願いしたいと思う。

今いろんな首長が非常に積極的な動きで大胆な動きを打ち出したりしているのだが、変化というものはそんなに大胆にできるものではないと思っている。大胆に動け

ば必ず揺り戻しがあるというふうに思うので、本当の変化というのは徐々に徐々に積み上げていくものだと。二宮金次郎が「積小為大」という言葉を残したのだが、「大事をなさんと欲すれば小なることを怠らず勤むべし。小が積もりて大となればなり」という、本当にそういうことだと思う。これからこの自治基本条例案を可決いただいて、、この精神のもとにいろんな事業、細かい事業を積み上げていって、本当に公民協働の和泉市、住みよい、非常に誇れる和泉市を実現したいと思っているので、今後とも変わらぬご協力をお願いし、お礼のあいさつとさせていただく。本当に長きにわたりありがとうございました。

○(委員長)どうもありがとうございました。それでは、これをもって第8回再検討委員会を終了する。なお、皆様の委員任期については、委員会の要綱上、条例案を議会へ提出する日までとなっているが、本日をもって会議のほうは終了となる。

長期にわたり、まことにありがとうございました。

以上